

クの終わつたばかりのせいでしようか。又、高校野球の決勝戦を見て、おれも野球に青春をかけようかなと思つてゐる若者も大ぜいいるのではないかと思ひます。すでに現在相当数の野球チームができておりますが、練習はもちろんのこと、試合等野球場を確保するのに大変だと伺つております。他市の野球場を借りたりいろいろ苦勞をしているようですが、練習するのに中学校の校庭を早朝だけでもぜひ開放してもらいたいという若者たちの強い要望がございます。それと都立福生高校のグラウンドの開放もぜひお願いしたいということです。が、この件について理事者のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから牛浜グラウンドが五十二年度に整備されるそうでございますが、野球だけでなくほかのスポーツもできるように考えてはどうかと。又、市長が施政方針演説の中でも、基地施設の利用と言われていますが、リトルリーグのほか一般市民にも利用させていただけよう御努力をお願ひしていただきたいと思ひます。いすれにしても、陸上競技もできる総合グラウンドが福生市に一つ必要ではないでしょうか。場所といつてもなかなかないと思ひますが、とりあえず現在不燃物の埋立地を埋め立てた後、国から借りて設置する以外はないと

思ひますが、市長のお考えをお聞かせください。

幸い福生市においては、人口の少ないゆりには体育館、福祉会館、地域会館、そして市民会館が現在建設されておりますが、青少年が、市民が、体力づくりに、文化活動にといよいよ施設が整つてまいりました。申すまでもなく、議員各位のお力と、理事者並びに市長の格段の御努力の賜ものと深く感謝申し上げる次第でございます。

何とぞスポーツ関係の総仕上げとも思われる健康都市宣言にふさわしい総合グラウンド建設を心からお願ひ申し上げまして、私の一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

第一点の高額療養費の貸付制度の考え方でございます。これにつきまして、私は、私どもでもきわめて結構であると、武蔵村山市さんでお始めになったという話も聞きました。ひとつ検討をしてみないかということをお願ひ申し上げます。先立ての報告によりますと、やはりいろいろと難点も幾つかあるん

だと、そこをどうするかと、こんなようなことも私どもに返ってまいりました。難点も幾つかあるようでございますが、そこをじゃあしからばどうしたらいいかということでございます。前向きに検討したわけでございますが、細かい幾つかの難点等については課長から説明をさせます。いずれにいたしまして、そういうものを含めまして、前向きでまいりたいということでございます。それから二番目でございます。スポーツの振興はお説のとおりでございます。先立ち御承知のとおり第二中学校の女子バレーボールチームが関東を制覇したということでございますし、又、福生管内の柔剣道で、少年が警視庁管内で優勝あるいは準優勝という輝かしい記録を本年つくっております。それで私ども大変に関心はございますが、何といたしましてもししい財源で思うに任せないわけでございます。校庭の開放等につきましてはもちろん望むところでございまして、どうしてこれができないのかと私も疑問に思っている始末でございますが、これは何といたしても教育関係の仕事でございますので、何とかひとつできるような最大の努力をしてくれるよう頼んでおりますので、担当から説明願いたいと思います。

それから都立高校の方はもちろん市の教育の方もお聞きいたしますけれども、正直言つてまだこういうことにつきましては、東京都と相談したことはございませんで、これからしてみたいと思います。

それから牛浜の野球場のことでございますが、私もできるならひとついろいろな多方面に使えるように思つたわけでございますけれども、どうしてもマウンドがあつてはうまくいかないのではないかと、説が多いわけでございます。なお検討はいたさせますけれども、あるいはなかなかむずかしい問題ではないだろうかというふうに実は考えております。フィールドくらいに使えるかどうですか検討してみたいと思います。それから総合グラウンドでございますが、これにつきましてはどうもとても大きなものは市の財力ではできませんので、何とか一つ、あちらの方に大きなものをつくりたいという考え方は持つてありまして、先立ち公園という名前でございますけれども、ごみを投棄してあるごく付近に一場所すでにお借りいたしましたけれども、だんだん大きくなりましたしてあることをできるだけなくお借りしたいと、そのように私は考えております。できるだけなくお借りしまして、いろいろなものに使えるようにしたいと、そのように考えてあるわけでございます。もしある程度のグラウンド

ンドができる場合には、至近距離に何か二つ以上できるかもしれませんが、滑走路の下はできないわけです。ただいろいろな建物等はできませんけれども、グラウンド設備だけはできると思っています。できるだけ広く借りたいと思はるべく、けつてありまして、可能な限り要望書を提出してまいりたいと思つてあります。

以上のような考えでいるわけでございます。簡単な説明でございますが、すべてを前向きに考えてあるわけでございます。内容につきましては一いつ担当の方から答えさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

○市民課長（田村忠雄君） 宮沢議員さんの御質問中、高額療養費の貸付制度の考え方につきまして、市長の補足をして御答弁申し上げます。

御承知のように、国保の場合には保険給付が七割になつてありますので、残りの三割につきましては一部負担金として被保険者が医療機関の窓口を支払つていただくわけですが、この一部負担金が三万九千円を超えた場合には、高額療養費として償還払いの形で二ヵ月後になるわけですが、本人に支払いをするわけでございます。ただこれが国保の場合には医療機

関から出てまいります。レセプトと申します診療報酬の請求明細書でございますが、これが連合会の審査を終えて市の方に回つてまいりますのが約二ヵ月後になるわけでございます。宮沢議員さんの御質問も、この二ヵ月間を何とか貸していただけないかという御質問だろうと思いますが、ただ医療機関の窓口を支払うものの中には、保険給付以外の、たとえば差額ベットで支払うとか、付添人の費用で支払うとか、こういったものも含まれていくわけです。それで、こういったものは高額療養費には保険給付外のものでございまして、高額療養費には含まれないわけでございます。したがって、そういうものに対しては範の貸し付けはできないわけでございます。それで貸し付けの方法あるいは範圍等に関する問題がありますので、それらにつきましては十分検討していかなければならぬと思えます。それからこの問題は国保だけの問題ではございませんで、全市民を対象に考えていかなくてはならぬんじゃないかと思ひます。これは国保関係の特別会計でやるわけにはいきませんので、やはり貸付基金等を設けてやっていかなければならぬわけですが、こういったことで財政的な面も出てくるわけでございますので、実施等につきま

では、十分検討をしていかなければならないと考えております。

それから、先ほどの御質問の中で、E青年の例が来たようでございますが、たとえば五万円の貸し付けを受けるためには、総医療費が三十万円以上かかっておりませんと五万円の貸し付けはできないわけでございます。と申しますのは、総医療費が三十万円だといえますと、国保の保険給付が七割でございまして、二十一万円は保険で支払われます。それから三十万円から二十一万円を引いた九万円のうちから、先月の一日から三万九千円になりました。この三万九千円を引きますと五万四千円になります。いずれにしても、三十万円の総医療費がかかっておりませんと、五万円の貸し付けはできないわけでございます。

議員さんの御質問の中で、五十年度の高額療養費の件数等も申されたいようでございますが、確かに六百五十六件の高額療養費の支払いをいたしております。ただその中で最も多いのは五万円以下でございまして。御参考までに数字を申し上げますと、一万円以下が二百七十七件、五万円以下が三百六十二件、十万円までは三十八件、十万円以上三十九件となるわけでございます。

ございます。それで他市の状況も先ほど市長からも武蔵村山市のお話が出ましたが、武蔵村山市では本年六月からこの高額療養費の貸付制度を定め、やっているようでございますが、その貸し付けの範囲といたしまして、やはり著しく高額な医療費の支払いをするために、一時的に生活困窮の状態になっている世帯に貸し付けるんだということでございます。現在のところはまだ一件も申込者がいないようでございます。それから東村山市では四十三年から高額療養費ではございませんが、医療費の貸付制度として、やはりこれも著しく生活の困窮世帯ということで、貸付限度額は十万円、五年以内に返済ということを実施をしているようでございますが、年間の申込者は大体五、六件程度だそうでございます。いずれにいたしましても、財政等の関係もございまして、他市の状況を見ながら、市長が申し上げましたとおり前向きに検討させていただきたいと存じます。

以上簡単でございますが、補足説明といたします。

○教育長(町田倍二君) 自席からお許しをいただきまして、青少年のスポーツ振興策につきまして市長の補足答弁を申し上げます。

まず牛浜グラウンド野球場の件でございますが、御指摘がありましたとおり、野球場の整備については来年度から野球場として整備する予定になつてゐると聞いております。おそらくこれには夜間照明・ナイター整備もできるのではないかと思います。この野球場整備が完成いたしましたれば、休日の日はもちろんでございますが、平日におきましても利用が容易になります。相当高度の利用が図られるのではないかと思います。したがって、この施設はあくまでも野球場専用施設となると思いますが、野球以外の多目的に使用するということは、施設の性格上なかなかむずかしいと考えっております。なので、ひとつ御了承くださいますようお願いいたします。

それから質問の第二の校庭開放の件でございますが、市内の学校施設、主としてしまして中学校の校庭を野球チーム等に開放できないかということでございますが、御承知のとおり、現在市としてしましては、各小中学校とも学校の放課後あるいは休日等につきましては児童、生徒のために自由に解放してゐるわけでございます。子供が自由に遊べるように自由開放してゐるわけでございます。したがって、この中に野球チーム等を混在させるということは、けが等

の事故も予想されるためになかなか困難であると思ひます。しかしながら、御指摘の早朝の場合についてはそう心配もないようでございますので、何とか利用できますよう中学校と十分相談してまいりたいと考えております。

それから都立高校の体育施設の市民の利用の関係でございますが、これは当然体育団体が集団で利用するという事になるかと思ひますが、これはつきましては、いままでも市で行つておりますスポーツ大会とか、スポーツ教室の場合、福生高校等の体育施設を借用しておりますので、一般市民の方々が利用できるかどうかについては高校と相談をしてみたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから横田基地内の体育施設の借用の関係でございますが、御指摘のように、現在日曜日にはリトルリーグチームが、基地内の施設を基地側の好意によりまして利用しておりますが、さらに他のチームにも利用させていただけるとかどうかは、市側として十分相談していきなさいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

いずれにしても、市民の方々がみずから積極的にスポーツを行ひまして、

いろいろな体育活動を通じ、体力づくりや地域の連帯が図られまして、その結果、市民の手により、青少年の健全育成も推進できますよう、又、健康都市宣言を踏まえながら、市といたしましては、今後につきましても条件整備等に努力してまいりたいと考えております。

以上よろしくお願いいたします。

○二十番(宮沢良一君) 自席で要望をいたします。

先ほどの前向きな答弁に対して、私も非常に感謝申し上げる次第でございます。

高額療養費の貸し付けの面でもいろいろとむずかしい面もあると思いますが、他市の話にも出しましたが、利用者が少ないと言われましたが、ひとつ利用者の少ないにもかかわらず前向きに一日も早く貸し付けできるよう検討していただきたいと思います。

それから学校の件でございますが、高校又東京都に話をしていただき、ぜひ一般市民も利用できるようにしていただきたい。又、最近はこのまままでと違った、いままでではとすると地域のエゴだとか甘えのような傾向があ

たわけですが、最近自分たちが何かできることはやっていくという、そういう全体的なような気運に変わってきております。たとえばある地域では、自分たちの公園、又、自分たちで使っている以上は自分たちできれいにしていくと、あるいは先ほど一般質問の中にも出しましたけれども、PTA等は先生にもがんばってもらう、自分たちも全力をあげて不良化防止に取り組もうというところで、活動とパトロールにがんばっており、又、ある青少年は、野球とかスポーツを通じて友好活動をし、将来は老人ホーム、又、少年鑑別所等を慰問していくとか、そのほかいろいろな分野で自発的にやらんかなという芽が吹き出しているわけでございます。理事者におきましても、裏方とか陰の力となつてこのような芽を大事に見守り育てていくっていただきたい。そのようなことで施設にも格段の努力をされて、前向きな考えでひとつやうっていただきたいと、このように要望いたしましたし、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長(貫井喜代次君) これより二時五分過ぎまで休憩いたします。

午後一時五十三分 休憩

午後二時六分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に一番原 敏子君。

(一番原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 三項目にわたって私の一般質問をさせていただきます。

まず公立保育園の増設について、市町村長は児童福祉法第二十四条により、保護者の労働又は傷病等により、その監護すべき乳児、幼児の保育に欠けるところがあると認めるときは、その児童を保育園に入園させて保育しなければならぬ。ただし、付近に保育園がない等やむを得ない理由があるときは、その他適切な保護を加えなければならぬと、このように明記されております。

ところが、この児童福祉法に基づく入園希望者が保育園に入れない現状があります。現在市内には十カ所の保育園があり、措置定員は九百四十五名となっております。このうち市立は二カ所で定員は百六十名です。四十九年度の

行政報告書によりますと、年々保育園に入園しなければならない児童が増加し、現在では二百名以上の児童が入園を希望したまま入園できずにいます。これでは先の児童福祉法第二十四条や三十九条の保育園の目的に沿っておらず、又、児童福祉の理念である、すべての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないという、この点にも反していると思います。そこで現在でも二百名以上いる未措置の児童は、これからの社会情勢に照し合わせても年々増加することは目に見えております。これまで私立保育園の建設で少しずつ解消されていくとはいえ、今度こそ公立保育園を建設しなければ解決されないということにまでできていると私は考えます。子供たちは私たちの跡継ぎであり、未来の社会を発展させる主人公です。保育園は、働く婦人の権利を支えるためになくてはならない社会的共同施設であると同時に、子供たちの豊かな発達を確かにするための重要な場でもあります。私は市長に、公立保育園の建設をどのように考えておられるかお尋ねいたします。

次に私立保育園の補助金について質問いたします。
御承知のように十カ所の保育園のうち六カ所が私立保育園であります。

したがって、措置されている半数以上は私立保育園に入園しています。原則から言えば、保育園経営は性格上営利を目的として経営されず、社会福祉の一環として経営されるべきと一般的に言われます。そのため、私立保育園で働く職員の報酬、期末手当、研修費等が、公立保育園に比べて低く抑えられていると聞きます。公、私立でも労働条件、報酬の点などでも同じように保障されてこそ、すべての子供に充実した保育ができるのではと考えますし、そうしてこそ私立の職員、理事者の保育に対する情熱も湧いてくるものと思います。現在私立保育園に補助金が出されている出されておりますが、その一つ、職員の期末手当についても、この物価上昇の上では増額する必要があると思います。そこで私立保育園に対するさまざまな補助金について増額の考えがあるかどうか質問いたします。

続きまして児童館の設置について質問いたします。年々子供の非行化がふえ続け、しかも年齢層が年少者のいわゆる児童と呼ばれている小学生の間にも浸透してきているという現状は恐るべきものがあります。

特に福生市は、基地があるために歓楽街が多く、子供たちの生活環境も決してよくありません。このような環境の中で、子供を持つ親が日常的に自分の子供が非行に進まないようにどうしたらいいかで頭を痛めております。学校から帰って来て、身のたけほどもある草がおい繁っている空地で爆竹をしたり、花火をしたり、あぐくの果ては夜おそくまで遊んでいる。こういうような危険なことが繰り返されております。

私たちは、子供たちの非行の問題ではにがい経験をしました。二度とこのような思いをしないために、放課後の子供たちが、健全な生活を営めるようにするのが私たち大人と地方自治体の責務だと考えます。私は、子供たちの生活を守るために、児童館の設置はとても重要ではないかと思えます。御承知のように、児童館は専門性を持った指導員が常時存在し、子供とともに行動しながら、集団活動、文化活動を意識的に指導しております。そして子供たちが日常的ななまり場として、遊び場として、健全な生活をし、子供たちの自主活動を育てています。このような児童館の設置は、福生市にとってはなくてはならないと考えます。この児童館設置について市長の考えをお尋ねいたします。

次に生活保護の級地引き上げについてお尋ねいたします。

現在福生市の生活保護費は二級地であります。二十三市のうちの二級地は、福生市と秋田市と、青梅市と、この三市だけになっております。この一級地と二級地の違いは、一般標準世帯で見ますと、差額が約七千五百八十一円となり、大変大きな差額があります。このように金額だけで見れば大きな差額であるのに、お隣の沼田市と福生市とではいろいろな条件、特に生活する上で条件ではほとんど同じではないかと思えます。どのようにこの級地が決められていくのか、まず質問いたします。そしてこのような級地について、市長がどのように考えられているかお尋ねいたします。

最後に老人福祉の充実についてお尋ねいたします。

老人の人口は、医学の進歩、公衆衛生の向上、栄養の改善等により、絶対的にも相対的にも急激に増大しております。これは平均寿命の延長と出生率の低下が原因であると言われ、将来の老人人口は一層の老齢化が進むと言われております。ある書物によりますと、昭和六十年には、総人口に占める割合が九・九%になり、すなわち十人に一人は六十五歳以上になると書かれております。

このように年々老人が増加していくという現実の中で、老人福祉を生活困窮者に限定することなしに、すべての老人の福祉を考え、すべての人々の老後の生活の安定を保障しようとするのが重要になっております。そして老人生活における孤独感を取り除き、より社会的生活ができるようにすべきと私は考えます。

これまでも老人福祉ということですが、さまざまな施策がとられております。老人クラブ育成についてもその一つですが、いろいろな事情で老人クラブに入会していない人たちに、身近に利用できる老人施設が必要だと思えます。そのために、現在ある地域会館において、老人向けの催し物や、老人が気軽に利用できる施設にすることが求められていると思います。その中でこそ、老人の生きがいが見い出されるのではないのでしょうか。この点、市長はどのようにお考えになられるのかお伺いいたします。

以上、市長の明確な答弁をお願いいたしまして、私の一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

市があと何年かたてばこうなるであろうという理想をおっしゃってくださいなわ

けですが、御要望のようにそういう市にしなければいけないことだと思ひます。

それが市の姿でございます。私は、原議員さんの御質問のようなことを一日も早く達成すべく、議員各位のお力をお借りいたしまして努力をしておりますわけでございます。一日も早く達成をしたいのでございしますが、いまのところ御満足

のいける答弁は、私は誠に申しわけないが、することはできないと思ひます。保育園の増設でございしますが、二十六市のうちでは、人口の比率から申しますと、福生市は保育園の数は一番多いということでございます。それから私立保育園の補助金につきましても、よその市と比べましたらかなり上の方であるということでございます。

それから児童館につきましても、完全な児童館ではございませんけれども、それでもぼつぼつと学童保育、あるいは図書館の支所等もつくつていくということでございます。いまはとて無理だということでございます。

老人福祉についてもそのとおりでございますが、いちいちにつきましても、後ほど担当課長の方から申し上げますけれども、本当に申しわけないのですけれども、いますぐにはできかねるということでございます。

生活保護の級地につきましても、一生懸命運動を続けてまいりたいと思ひます。これは実は前からやっている人でございますが、なかなかうかがいませぬけれども、いままでは級地の低い市と共同でやってきたわけです。今度は市独自で級地の引き上げの運動をしていきたいと、こういう方向転換で運動をしていきたいと思っております。

個々につきまして課長の方から申し上げますが、御承知のことで大変失礼でございますが、一言申し上げておきますが、原議員さんが御要望のようなことを一日も早くやりたいわけでございます。やりたいわけでございますが、いまはできないということは、とにかく福生市が財政的にきつめて貧弱な市であり、何とか建設事業を進めておりますのも、残念ながら自治省の基地交付金と防衛施設庁の補助金でやっているという現実でございます。それがなかったら何もできないということ、たとえば市民会館もできないでしょう。そういう貧弱な市でございしますので、御要望の件も一日も早くやりたいのでございすけれども、ものには順序がございすので、やはり道路が余り悪くはだめでございすように、又、学校もある程度整備しなければい